

柑橘防除実証実験事業委託業者募集要領

1 趣旨

柑橘栽培における病虫害防除作業の省力化・低コスト化を図るため、大崎下島及び豊島のミカン園とレモン園で、マルチローター式小型無人機（以下「ドローン」という。）を活用した柑橘栽培における防除の実証実験を行う委託業者を募集する。

2 業務内容

別添「柑橘防除実証実験事業業務仕様書」のとおり

3 参加資格

- (1) 本事業で使用するドローンを「空中散布における無人航空機利用技術指導指針」（農林水産省消費・安全局長通知）の「別表2 性能確認された機体の一覧」（以下「別表2」という。）の果樹欄に適用拡大を目指す法人であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされていないこと
- (3) 参加者及び参加者の取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準じる者の地位にある者が、呉市暴力団排除条例（平成24年呉市条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと又はその統制の下にある者でないこと。

4 提出書類

次の書類を5部提出すること。

(1) 企画提案書（様式自由）

次の内容を記載すること。

- ・ドローンの仕様（寸法、ノズルの形状、液体タンクの容量等が記載されているもの）
- ・ドローンの柑橘防除に対するアピールポイント
- ・別表2の果樹欄に適用拡大するために必要な散布回数
- ・実施体制
- ・その他

(2) 見積書（様式自由）

詳細な経費内訳を記載すること。

※1回の防除にかかる費用がわかるように記載すること。ただし、報告書作成にかかる事務処理経費は、全防除分の経費を計上すること。

※見積金額は消費税及び地方消費税の額を含んだ額とすること。

5 提出期限

平成30年4月20日（金）正午（必着）

※持参又は郵送により提出すること。

6 選考

提出書類を大崎下島地域農業振興対策会議で審査し、予算の範囲内で、単独又は複数の業者を決定する。

7 問い合わせ先・提出書類の提出先

〒734-0301

広島県呉市豊町大長 5 9 1 5 番地 2 7

広島ゆたか農業協同組合 営農販売課 内

大崎下島地域農業振興対策会議

電話：0823-66-2013

FAX：0823-66-2088